

令和元年度 あさぎり町議会第11回会議会議録（第25号）						
招集年月日	令和2年3月3日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和2年3月4日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和2年3月4日 午後2時38分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	岩本恭典	○	9	豊永喜一	○
	2	市岡貴純	○	10	永井英治	○
	3	難波文美	○	11	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	12	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	13	奥田公人	○
	6	久保尚人	○	14	溝口峰男	○
	7	小出高明	○	15	久保田久男	○
	8	森岡勉	○	16	徳永正道	○
議事録署名議員	1番 岩本恭典 2番 市岡貴純					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	加藤弘	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	片山守	○	農林振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	上村哲夫	○	上下水道 課長	林敬一	○
	高齢福祉 課長	出田茂	○	農業委員会 事務局長	船津宏	○
健康推進 課長	松本良一	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第25号）

- 日程第 1 議案第68号 令和元年度あさぎり町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第 2 議案第69号 令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 3 議案第70号 令和元年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第71号 令和元年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 5 議案第72号 令和元年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第73号 令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第 7 議案第74号 令和2年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第 8 議案第75号 令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
（提案理由の説明）
- 日程第 9 議案第76号 令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
（提案理由の説明）
- 日程第10 議案第77号 令和2年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
（提案理由の説明）
- 日程第11 議案第78号 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計予算について
（提案理由の説明）
- 日程第12 議案第79号 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について
（提案理由の説明）
- 日程第13 議案第80号 令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
（提案理由の説明）
- 日程第14 議案第81号 令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
（提案理由の説明）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第68号 令和元年度あさぎり町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第 2 議案第69号 令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 3 議案第70号 令和元年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第71号 令和元年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 5 議案第72号 令和元年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第73号 令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第 7 議案第74号 令和2年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第 8 議案第75号 令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
（提案理由の説明）
- 日程第 9 議案第76号 令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
（提案理由の説明）

- 日程第10 議案第77号 令和2年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
(提案理由の説明)
- 日程第11 議案第78号 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計予算について
(提案理由の説明)
- 日程第12 議案第79号 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について
(提案理由の説明)
- 日程第13 議案第80号 令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
(提案理由の説明)
- 日程第14 議案第81号 令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
(提案理由の説明)

午前10時 開議

●議会事務局長(大林 弘幸君) 起立願います。礼。着席ください。

◎議長(徳永 正道君) ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第68号

◎議長(徳永 正道君) 日程第1、議案第68号令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第12号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) あさぎり町一般会計補正予算第12号について提案いたします。令和元年度あさぎり町の一般会計補正予算第12号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,771万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億3,770万円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 企画財政課長。

●企画財政課長(片山 守君) はい、おはようございます。それではあさぎり町一般会計補正予算第12号について説明いたします。第1条第2項から朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。第4条、地方債の変更は第4表地方債補正による。次に7ページをお願いします。第2表繰越明許費補正の追加でございます。7事業ございまして、合計金額は3,342万7,000円となるものです。詳細は担当課で説明いたします。次のページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正の追加でございます。3業務ございまして合計額は356万4,000円となるものです。企画財政課分は、最上段の広報あさぎり印刷製本業務でございます。新年度4月1日からの業務開始に合わせて準備行為が必要となり、本年度中に契約まで終了させる必要があるということで計上したものでございます。次のページです。第4表地方債補正でございます。変更が8事業となります。限度額の合計額4億6,470万円を、4億3,870万円に変更し、2,600万円を減額するものでございます。補正後の起債の方法利率償還の方法については、補正前に同じでございます。12ページをお願いいたします。歳入でございます。企画財政課所管分につきまして説明いたします。3段目の目1地方交付税です。今回の補正予算の財源調整として、普通

交付税で調整をしております。次に15ページをお願いいたします。最下段の目1総務費県補助金の土地利用規制等対策費交付金でございます。これは実績による減額でございます。17ページをお願いいたします。中段の目1、総務費県委託金の上段、節1、統計調査費委託金の経済センサス基礎調査交付金につきましても実績による減額でございます。次に19ページです。中段の目3、雑入の最上段、市町村振興協会市町村交付金につきましては、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金の一部が交付されたものでございます。次のページをお願いいたします。町債につきましては、私のほうからは過疎債のソフト事業分につきまして説明をいたします。最上段の目2民生債の出生祝い金事業債でございますが、事業費の減額による起債の減額でございます。次に22ページをお願いいたします。続きまして歳出でございます。全体といたしまして人件費につきましては総務課長から説明がございますので説明を割愛させていただきます。中段の目7企画振興費です。節1報酬及び節9旅費のまちづくり審議会委員報酬、費用弁償につきましては、開催実績による減でございます。節19負担金補助及び交付金は、くま川鉄道経営安定化補助金でございます。くま川鉄道の車両、施設整備のために補助をしているものでございまして、まくら木の交換、列車の点検等に使用しております。くま川鉄道に対する補助金は、9月に経常損失分3月に車両施設整備分として補助しているものでございまして、令和元年度の補助総額は1,778万9,000円となりました。次の目8電子計算費です。節13委託料の電算システム改修委託料、電算機器初期設定委託料については、実績による減額でございます。節18備品購入費につきましても、臨時職員用のノートパソコン等の購入費の入札残でございます。最下段です。目14基金費の節25積立金のふるさと基金積立金、まちづくり基金積立金につきましては、利子分を積み立てるものでございます。最下段の財政調整基金積立金につきましては、基金利子分307万5,000円と、介護保険特別会計の繰出金について、過年度精算金が発生しておりますので、あわせて積み立てをするものでございます。次のページです。上段の目15、地域情報通信基盤整備推進事業費のデジタル同報無線システム保守委託料は、280メガヘルツ防災ラジオの工期が延長されたことにより、保守の期間が短くなったことによる減でございます。次に25ページをお願いいたします。最下段の目4経済センサス基礎調査費でございますが、統計調査の諸調査実績による減額となるものでございます。次に38ページでございます。項1公債費の目1元金及び目2の利子でございますが、利率見直しによる調整で長期債元金が311万6,000円増加し、長期債利子が369万4,000円減額となるものでございます。企画財政課分は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。では続きまして総務課所管分を歳入から説明申し上げます。14ページをお願いいたします。最下段の目8消防費国庫補助金は、緊急救助用資機材としてチェーンソーを整備した消防団設備整備費補助金の確定により減額をするものでございます。次に17ページをお願いいたします。1枠目の目7消防費県補助金は、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金の確定、2枠目の目1総務費県委託金、節4選挙費委託金は、説明の欄記載の選挙費委託金の確定により、それぞれ減額するものでございます。次の目1財産貸付収入は、年度途中での施設退去により減額を行うものでございます。19ページをお願いいたします。最下段の目3雑入では、説明の欄2行目の職員健診個人負担金は、実績による減額、4行目の施設光熱水費は、貸付施設の退去による減額。下から4行目の公有建物災害共済金と、1番下の公有自動車損害共済金は、本年1月末までの共済金を計上するものでございます。以上で歳入の説明を終わります。次に歳出を説明いたします。21ページをお願いいたします。まず今回の補正では、給与費につきまして各科目の支給実績及び見込みにより所要の補正を行っております。その総額は給与費明細に示すものでございます。このことは特別会計においても同様でございます。よって各科目及び特別会計での説明は割愛させていただきますが、特に説明を要するものとして、2枠目の目1、一般管理費、節3職員手

当等、説明の欄3行目は本年度退職する職員8名に係る退職手当特別負担金を計上するものでございます。では1枠目の議会費から説明を申し上げます。目1議会費は、節4共済費において、議員共済組合負担金の引き下げ及び算定基準日4月1日における議員数による減額でございます。以下の節においては、支給額の見込みによる不用額を減額するものでございます。2枠目の目1一般管理費では、節4共済費は、非常勤職員の社会保険料の改定による増額を行い、以下の節においては、入札等による支出額の確定により不用額を減額。なお、節12役務費での広告料は、新聞広告への掲載の一部中止、節13委託料の職員研修委託料では求める研修テーマの講師を個人へ委託が可能であったことから不用額が生じたものでございます。目2文書管理費は、非常勤職員の社会保険料の改定による増額でございます。22ページをお願いいたします。目6財産管理費では、節1報酬、及び節9旅費は、公有財産等利活用審議会の開催数により報酬及び費用弁償を減額いたしております。節11需用費から節15工事請負費までは入札残や支出見込みにより不用額を減額したものであり、電気料につきましては、貸し付け施設の退去による使用料の減を見込んでおります。目12防犯管理費では、本年度12月までの防犯灯及び防犯カメラ電気料並びに防犯灯の修繕の実績により見込んだ不足分を増額し、目14基金費では、説明欄3行目の公共施設整備基金積立金を運用収入配分確定により増額するものでございます。24ページをお願いいたします。2枠目の目1選挙管理委員会費は開票支援システム改修委託料の入札残を減額しております。目3参議院議員通常選挙費、目4県議会議員一般選挙費次のページの目5町長選挙費、目6町議会議員補欠選挙費は、支出額確定による不用額を減額するものでございます。次に35ページをお願いいたします。最下段の枠、目2非常備消防費では、節1報酬及び節19負担金補助及び交付金を消防団員の実団員数により減額いたしております。節11需用費は、食糧費の支出見込み額による不用額の減額、節18備品購入費は、救急救助資機材として購入したチェーンソーの入札残を減額したものでございます。目3消防施設費では、消防詰所改築工事に係る設計監理委託料の入札残を減額するものでございます。次ページ36ページをお願いいたします。1枠目の目4防災管理費では、災害時の緊急物資、避難所用資機材及び水防団安全装備品の購入における入札残を減額するものでございます。次に39ページをお願いいたします。このページからが給与費明細を添付しております。まず特別職におきましては、比較の欄のとおり議員共済費を減額いたしております。またその他の特別職といたしまして、消防団員並びに選挙に関する管理人等を減額し、計の83名の職員数を減じております。そして給与費といたしましては、報酬の減額をしたものでございます。次のページをお願いいたします。一般職の給与費につきましては、比較の欄に示すとおり今回の補正の総額を記載しているところでございます。また、下の表の職員手当の内訳にそれぞれの手当の比較を載せているものでございます。次のページが給料及び職員手当の今回の補正の増減額の明細となるものでございます。給料、職員手当ともに、その他の増減分として区分しているものでございます。以上で総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 会計管理者。

●会計課長（田中 伸明君） おはようございます。それでは会議課所管分について御説明をいたします。18ページをお願いいたします。歳入になります。1番上の目2利子及び配当金としまして、各基金利子の補正をお願いしております。本年度の基金の運用におきましては、保有債券の一部売却等によりまして、当初の見込み額よりも554万1,720円の増額となりまして、総額で5,093万787円となる見込みでございます。これにより基金への配分額が決定いたしましたので今回補正をお願いするものです。また特別会計の基金についても同様の理由で補正をお願いしております。会計課所管分につきましては以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） おはようございます。税務課所管分について御説明申し上げます。12ページ

をお願いします。最上段の目2環境性能割ですが、昨年10月1日から自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入されました。環境性能割は町税となりますので新たに目を設けたものです。当分の間は県が徴収を行い、県から町に払い込まれることになっております。以上で税務課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） おはようございます。続きまして町民課所管の補正予算について御説明申し上げます。13ページ歳入からです。1枠目の目3、衛生使用料の説明欄の上段になります。墓地公園永代使用料になります。これにつきましては新たな墓地区画の購入者もなく、また現在購入予定等の相談等もないことから減額をするものでございます。2枠目の目1総務手数料、節3住民登録関係手数料でございますが、3月末までの実績を見込んだところで減額をするものでございます。二つ下になります節3衛生手数料、説明欄の狂犬病予防注射手数料でございますが、当初930頭を見込んで計上いたしておりました。1月末までの登録頭数が918頭となっております。高齢や病気により注射ができない犬もおりますことから、これまでの実績を見込んだところで減額をするものでございます。続きまして歳出でございます。24ページになります。1枠目の目1戸籍住民基本台帳費、節18備品購入費につきましては、窓口用レジスター購入費の残額分を減額するものでございます。30ページになります。目2予防費につきましては、歳入の衛生手数料の減額により財源更正を行うものです。目3環境保全費、節13委託料のごみ処理委託料になりますが、家庭生ごみ及び事業所生ごみの排出量が当初の見込みより80トンほど減量となることを見込まれますので減額をするものでございます。以上で町民課所管の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。おはようございます。それでは、生活福祉課所管分の説明を申し上げます。8ページをお願いいたします。第3表債務負担行為の補正で、番号2及び番号3の枠で、ふれあい福祉センター警備業務と、次の枠の自家用電気工作物保安管理業務につきましては、ふれあい福祉センターの改修工事が終了するまでの期間につきましては、施設の警備と電気工作物保安管理業務につきましては、これまでの指定管理者から町が直接支出する必要がありますので、4月1日からの次年度期間において業務を委託するものでございます。次の9ページをお願いいたします。第4表地方債補正ですが、番号1の出生祝い金につきましては、実績見込み84名での限度額の補正、2番の児童福祉整備事業につきましては、施設整備に要した備品などが補助対象とならなかったことなどの理由に基づく減額、3番の社会福祉施設整備事業につきましては、ヘルシーランド改修事業におきましての設計業務の最終請負額の確定に伴い、起債限度額の減額を行うものでございます。続きまして、歳入12ページをお願いいたします。2番目の枠で、目1子ども・子育て支援臨時交付金、節1説明欄同名の交付金につきましては、10月からの幼児教育保育の無償化に伴いまして、本年度に限り県と町が負担する保育料と認定こども園における預かり保育料のそれぞれ4分の1の町の負担分が交付金として国から交付されますけれども、県の負担分につきましては、県負担金の施設型給付費の中で増額追加されることとなったことから、当該県負担分につきまして減額を行うものでございます。4番目の枠で目2民生費負担金、節3児童福祉負担金で、保育所負担金の減額は、昨年度において保育園から認定こども園へ2つの園が移行しましたけれども、認定こども園の保育料は園が直接保護者から徴収いたしますので、無償化前の9月末までの実績に基づきまして、移行した2つの園の分につきまして減額を行うものでございます。次の保育所負担金過年度分につきましては、滞納者の納付実績により当初予算額との差額を減額。節4養育医療費保護者負担金につきましては、低体重出生児の医療費2分の1の負担割合ですけれども、助成の申請者がいないため、計上予算分を減額するものでございます。次の13ページをお願いいたします。上の枠で節2児童福祉施設費使用料で保育所使用料過年度分につきましても年間徴収

実績に基づく減額補正となっております。2番目の枠の中ほど、目2民生手数料、節1民生手数料、説明欄で保育料督促手数料の減額につきましては、10月からの無償化により件数の減少によるものです。次の過年度分につきましては実績見込みによる当初予算との差額を減額するものでございます。下の枠で目1民生費国庫負担金、節2の障害者福祉負担金ですが、相談支援や補装具などの障害者の自立支援に対する実績見込み額での減額補正です。節4児童福祉総務費負担金、施設型給付費負担金につきましては、歳出で保育園、認定こども園に対する施設型給付費の実績見込みに基づく国庫負担分の増額となっております。主な理由といたしましては、各保育園、認定こども園の公定価格、これは各園ごとに定めております基準額のことでございますが、の増額と、加算額対象となった保育園の増加によるものでございます。次の障害児給付費等負担金及び子育てのための施設等利用給付交付金は、実績見込みによる減額となっております。次の14ページをお願いいたします。次の節5児童手当負担金につきましては、国の負担額の決定に基づき減額補正を行うものですが、児童手当の対象ではなくなる中学校卒業する生徒より出生数が少ないため、受給対象児童数が減少する理由によるものでございます。次の節6養育医療費負担金につきましては、保護者負担金で説明いたしましたとおり、本年度におきましては申請があっておりませんが、国庫補助金につきましては、過去の実績に基づきまして12月に申請しておりました国庫負担金の減額に減額の変更申請ができないことから、申請額と予算額との差額を減額した上で翌年度において精算することとしたものでございます。次の枠で目2民生費国庫補助金、節1障害者福祉費補助金及び次の節2児童福祉総務費補助金、説明欄の地域子ども子育て支援事業費補助金及び次の子ども子育て支援体制整備総合推進事業費補助金、これは保育士の先生がたの研修会に要する経費のことでございます。の各補助金につきましては、それぞれの補助事業の翌年度実績、失礼しました本年度実績見込みに基づく補正となっております。3番目の子ども子育て支援事業費補助金につきましては、幼児教育保育の無償化に伴うシステムの改修委託料、職員の時間外勤務手当などの補助対象事務費の国庫補助金が県補助金への組み替えとなったために予算化しておりました国庫補助分を減額するものでございます。次の節3プレミアム付商品券事業補助金につきましては、説明欄の事務費、これは事業に関する事務的経費のことでございます。それと事業費、これにつきましてはプレミアム分の25%、商品券でのことでございますが、これにつきましては実績に基づき予算額と支出見込み額との差額を減額補正を行うものでございます。次の15ページをお願いいたします。上の枠から目2民生費国庫委託金、節1障害者福祉費委託金、特別児童扶養手当事務委託金につきましては、交付の決定に伴う事務費分の増額補正となっております。次の枠の目2民生費県負担金で、節2障害者福祉負担金、節4児童福祉総務費負担金、国庫支出金で説明いたしましたが、施設型給付費負担金につきましては、国庫負担金と同様な事由による増額。節5児童手当事業費の県の負担金につきましては、国庫負担金同様、それぞれの事業の負担割合に伴いましての予算との差額を減額するものでございます。次の節6救護施設費負担金で、事務費負担金の増額につきましては、消費税の改定に伴う事務費基準額の改定に伴う不足額、保護費負担金につきましては、年金生活者の支援給付金支給に伴い、最終的な負担見込み額に基づき不用分を減額するものでございます。次の節7養育医療費負担金につきましては、国庫負担金同様、4分の1の県負担金割合での交付申請額を交付予定額として予算化したものとの差額を減額し、翌年度精算を行うものでございます。次の16ページをお願いいたします。目2民生費県補助金、節3障害者福祉補助金で、障害者住宅助成事業費補助金につきましては、1件の事業費実績ですが、県補助金は町補助金の2分の1の補助金となっておりますので不用額を減額するものです。次の地域生活支援事業補助金と重度訪問介護等利用促進事業補助金につきましては、実績による補正。難聴児、難聴児補聴器購入費助成事業費補助金につきましては、単県事業となっておりますが、県の申請期限までに申請がありませんでしたので減額を行うものです。次の節4児童福祉費補助金、多子世帯子育て支援事業費補助金につきましては、昨年度から実施されている単県で2分の1の補助事業でございますが、1

8歳未満の子供のうち、第3子未満児の保育料を無料とする内容が5歳未満に引き上げられたもので、実績人数により増額を行うものでございます。次の施設型給付費補助金につきましては、保育園、認定こども園における県の運営補助金ですが、認定こども園の教育認定児童、1号認定児童と申しておりますが、が当初見込みより増加したことによる増額。以降の各補助金につきましては、県補助金分の交付決定に基づき減額となっております。子ども子育て支援事業費補助金につきましては、国庫補助金からの組み替えでの増額となっております。次の節5子ども医療費助成事業費補助金、節6ひとり親家庭医療費補助金につきましても、それぞれの実績見込みによる補正となっております。次19ページをお願いいたします。下の枠で、目1民生費納付金、節1救護施設費納付金、入所者の自己負担金ですが、年金額の増により当初の見込み額より増額となった分の負担金の増額補正となっております。続きまして目3雑入でございますが、説明欄の中ほど、温泉施設指定管理委託料返還金につきましては、指定管理制度の運用方針並びに指定管理者との協定書内容に基づくリスク分担表に基づきまして、昨年度指定管理者である社会福祉協議会と協議確認を行い、昨年度で平成30年度の精算を行っております。ヘルシーランド、ふれあい福祉センター、そして高齢福祉課所管となりますが、高山荘及び生活支援ハウスの4施設の人件費、燃料代等が主な精算内容となっております。次の施設型給付費の国県それぞれの負担金精算金、それから一つ飛びまして、障害者医療費の国費県費の負担金精算金につきましては、それぞれの平成30年度分の精算金が確定しておりますので、本設で受け入れを行うものでございます。障害者福祉サービス等給付費返還金につきましては、事業所廃止に伴う給付費の過誤調整分を本設で受け入れるものでございます。次の目2プレミアム付商品券事業収入の減額につきましては、住民税非課税対象者3,910名、3歳半までの子育て世帯396名分で、プレミアム分25%を含めた商品券購入概算額8,300万円を予算計上しておりましたが、商品券購入見込み額を2,000万円としての減額補正となっております。なお、商品券購入申請者は1,525人でありまして、申請率は39%となっております。次のページ20ページをお願いいたします。目2民生債各節の事業債につきましては、第4表地方債補正で説明いたしました実績に基づきましてのそれぞれの減額補正です。続きまして歳出26ページをお願いいたします。目1社会福祉総務費、節14使用料及び賃借料のデマンド交通システム関係の減額につきましては、当初6月に運行開始の予定が10月となったためのシステムサーバー、車載機器等の使用料の不用額となっております。節19負担金補助及び交付金の運航会社に対する補助金の減額につきましても同様の理由となっております。1番下の段で、目4障害者福祉、節20扶助費の身体障害者更生医療給付金から、次の27ページの療養介護医療費の減額につきましては、本年度の所要見込み額に基づく減額となっております。次のページをお願いいたします。節23償還金利子及び割引料につきましては、障害者医療費の県負担金の返還につきましての育成医療分、それから障害者自立支援医療費の国庫分と県費の負担金返還金ですが、実績確定額によりまして、平成30年度分の負担金の返還金となっております。1枠飛びまして、目7社会福祉施設費、節13委託料につきましては、ふれあい福祉センターの樹木管理の不用額及び改修工事設計委託料の入札残の減額補正となっております。節18備品購入費につきましては、ふれあい福祉センター売店に購入いたしましたオープンショーケース購入の入札残となっております。次の枠で目9プレミアム付商品券事業費につきましては、歳入で説明いたしましたとおり、事務費に関する費用として節3職員手当から、次の28ページにかけまして節14使用料及び賃借料の事務機器使用料の実績見込み額に基づく減額となっております。失礼しました。次のページをお願いいたします。次の節19負担金補助及び交付金の事業費負担金につきましては、商品券を使用した町内の各店舗に支払う金額となっておりますが、商品券の使用期限である2月末までの使用見込み額を3,450万円と見込みまして、予算額との差額を減額補正するものでございます。次の枠で失礼しました。下の枠で、目1児童福祉総務費、節1報酬、節8報償費の研修会講師謝金、節9旅費の費用弁償につきましては、本年度実績見込みでの補正となっております。

節19負担金補助及び交付金で、施設型給付費負担金につきましては、歳入で国県負担金でそれぞれ追加補正をお願いいたしておりますが、歳入を受けましての保育園、認定こども園に対する運営費の交付金で、人事院勧告による人件費の単価上昇と認定こども園における1号これは教育を受ける児童のことでございますが、1号認定児童が増加したことによるなどの実績見込みにより予算の不足が生じたので追加補正を行うものでございます。次の子育て支援強化事業補助金から多子世帯子育て支援事業費補助金までの各補助金につきましては、実績見込みに基づく補助金交付予定額と予算額との差額につきましてはの補正でございます。次のページ29ページをお願いいたします。節23償還金利子及び割引料、説明欄で、地域子ども子育て支援事業費国庫補助金返還金につきましては、平成30年度の交付金確定に伴い、既に受け入れた額との差額分を返還するものでございます。次の目2児童手当事業費、節20扶助費の児童手当につきましては、対象児童数の減少などが要因での減額。目3子ども医療費助成事業につきましては、歳入で減額説明いたしました県の補助対象となる4歳児未満の実績額が当初見込みより少なかったことによる財源更正となっております。次の目4ひとり親家庭福祉費、節20の扶助費につきましては、受給対象者の増加に伴う実績見込みとなっております。目5養育医療事業費、節20扶助費で、養育医療費給付金につきましては、歳入でも説明いたしましたとおり、昨年末における県への交付申請額の減額変更申請ができないため、予算額と申請額との差額を今回の補正で減額し、精算を来年度行うこととしたものでございます。節23償還金利子及び割引料、説明欄で、国県への負担金の返還金につきましては、平成29年度事業分において、病院側からの過大請求された分の診療報酬分につきましてはの返還金となっております。次の枠の救護施設費関係ですが、目1救護施設総務費、節1報酬、非常勤職員報酬の減額は、けがによりまして欠勤による減額となっております。次の目2救護施設事業費、節20扶助費につきましては、自己負担金の現在額と今後の給付見込み額との差額を減額補正するものでございます。以上で生活福祉課所管の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 高齢福祉課所管分の説明をいたします。歳入を説明いたします。12ページになります。最下段の枠になります。目2民生使用料、節1社会福祉施設等使用料、白寿荘使用料を増額。生活支援ハウス使用料を減額します。いずれも実績見込みによるものです。次に16ページをお願いいたします。1枠目になります。目2民生費県補助金、節2老人福祉補助金、老人クラブ活動等事業費補助金は、老人クラブ会員数の減少により減額となりました。高齢者住宅改造助成事業費補助金の減額は申請がなかったためでございます。権利擁護人材育成事業補助金を減額いたします。県補助金交付決定によるものでございます。次に18ページをお願いいたします。最下段になります。目1特別会計繰入金、節2介護保険特別会計繰入金、過年度分精算繰入金を増額いたします。介護保険特別会計の町負担分の介護給付費及び事務費を精算した繰出金を繰り入れるものでございます。次に歳出を説明いたします。26ページになります。2枠目です。目2老人福祉費、節8報償費、金婚式記念品と敬老祝い金を減額いたします。支出額の確定と実績見込みによる不用額です。敬老祝い金対象者は、100歳13人、90歳102人、80歳172人を見込んでおります。金婚式申し込み者は37組でございました。節12役務費、電話料を増額いたします。実績見込みによるものです。節13委託料、敬老会式典業務委託を減額いたします。支出額確定による不用額です。敬老会対象者は72歳以上3,806人でございました。節19負担金補助及び交付金、老人クラブ補助金の減額とシルバーエイト負担金の増額は実績によるものでございます。老人クラブ会員数は2,393人でございます。節20扶助費高齢者住宅改造助成事業費の減額は、実績見込みによる減額です。節28繰出金、介護保険特別会計繰出金の増額は、介護保険事業特別会計の地域支援事業、町負担分になります。3枠目になります。目3老人保護費、節20扶助費、老人施設入所措置費を減額いたします。当初月平均利

用者を30人と見込んでおりましたが、実績見込みにより月平均利用者数が25人と減少したことによる不用額です。次に27ページをお願いいたします。3枠目になります。目7社会福祉施設費高齢福祉課所管分を説明いたします。節13委託料、生活支援ハウス管理委託料を増額いたします。実績見込みによるものでございます。節14使用料及び賃借料、テレビ受信料を減額いたします。管理人室のテレビを撤去したため不用となりました。以上で高齢福祉課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、おはようございます。健康推進課所管分につきまして御説明いたします。13ページをお願いします。歳入を御説明いたします。上の枠の目3衛生使用料、説明欄の2行目になりますけれども保健センター使用料、これは実績見込みにより減額するものでございます。それから下の枠になります。目1の民生費国庫負担金、節3国民健康保険事務費負担金、国民健康保険保険基盤安定負担金、負担金額が決定いたしましたので、それに伴い減額を行うものでございます。次のページをお願いします。中ほどの目3衛生費国庫補助金、節2衛生費国庫補助金の感染症予防事業費等補助金、これは風疹の抗体検査及びシステム改修に対する補助でございますけれども、抗体検査件数が予定では142件を見込んでおりましたけれども、実績見込みとして95件となりましたので、その分について減額を行うものでございます。次のページをお願いします。中ほどの枠の目1民生費県負担金、節1老人福祉費負担金、後期高齢者分保険基盤安定拠出金、これは交付決定に伴うものでございます。節3国民健康保険事務費負担金、国民健康保険基盤安定負担金、これについても交付決定に伴うものでございます。次のページをお願いします。中ほどの目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、2行目の早産予防対策事業補助金でございます。これについては実績見込みにより減額を行うものでございます。次に歳出を説明いたします。26ページをお願いいたします。目2老人福祉費、節28繰出金、2行目の後期高齢者医療特別会計繰出金、これは後期高齢者医療に係る事務費、保険基盤安定に関する拠出金などでございますが、実績によりまして減額するものでございます。次のページをお願いします。中ほどの目6国民健康保険事務費、節3職員手当等時間外勤務手当でございますけれども、これは保険証の発送業務等に係るものでございますけれども、今後使用見込みがないものを減額するものでございます。その下の節28繰出金、国民健康保険特別会計繰出金、これは実績見込みにより減額を行うものでございます。次に30ページをお願いします。1番上の目1保健衛生総務費、節19負担金補助及び交付金、病院事業負担金、これは公立多良木病院に対する負担金でございますけれども、負担金額の決定に伴い減額を行うものでございます。それから目5母子保健事業費、節19負担金補助交付金の不妊治療費助成金、これは実績見込みにより減額するものでございますけれども、当初は17人分を見込んでおりましたけれども、実績見込みとしまして延べ30人ほどが見込まれることから、増額を行うものでございます。それから目6、予防接種事業費、節11の需用費、医薬材料費でございます。これは実績見込みにより減額を行うものでございます。その下の節13委託料、個別接種医療機関委託料、減額の要因といたしまして、出生児の数を100人と見込んでおりましたけれども、今年度は84人というような見込みとなっておりますので減額を行うものです。そのほか風疹の予防接種についても見込みより少ない状況となっているため減額を行うものでございます。次の目7健康づくり推進事業費、節8報償費、それから節11の需用費、これにつきましてはおどんが健康づくり大会の経費でございますけれども、すべて地域社会振興財団の助成を受けることができましたので不用となったものでございます。目8保健センター管理費、節11需用費、水道・下水道使用料でございます。これは保健センター、岡原保健センターの漏水修理が完了いたしまして、水道使用料が少なくなったために減額を行うものでございます。以上で健康推進課所管分の御説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時06分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。農業委員長、農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい。それでは農業委員会の分について説明をいたします。最初に歳入の説明をいたします。16ページをお願いいたします。下の枠、目4農林水産事業費県補助金の節1農業委員会補助金のうち、それぞれの補助金の交付内示額が、当初予算額より増減があったため、合計した分を増額するものです。これらの補助金は、管理事務費として、主に農業委員及び事務補助職員の報酬や賃金の人件費に充てることになっております。次にその下、節2農業委員会補助金のすいません、節2農業費補助金の上から3行目、耕作放棄地解消緊急対策事業補助金は、当初単当たり2万円の補助を見込んでおりましたが、申請がなかったため減額をするものです。次に歳出を説明いたします。31ページをお願いします。上の枠、目1農業委員会費節1報酬の増額ですが、農業委員の報酬のうち能率給については、農地利用最適化交付金を委員等の活動の実績に応じて、支給することになっております。したがって、先ほど歳入で説明いたしました中の農地利用最適化交付金の増額に伴い、交付金の増額に対応して、報酬を増額するものです。次に節7賃金の臨時職員賃金の減額ですが、非常勤職員さんの産休及び育児休業の取得に伴い、臨時職員を9月雇用予定をしておりましたが、実際には6月の雇用であったため減額するものです。次に節9旅費の費用弁償の減額ですが、主に非常勤職員の休暇に伴う手当の減額と、農業委員の費用弁償の実績による減に伴うものです。次に節19負担金補助及び交付金の減額は、歳入で説明しました耕作放棄地解消緊急対策事業補助金の減額によるものです。次にその下の枠、目2農業者年金事務受託事業費の節11需用費の減額ですが、農業委員会だよりを年2回発行しておりますが、この印刷製本費が当初見込んだ額よりも契約額が低くおさまったため減額するものです。以上で農業委員会分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい。それでは農林振興課所管分の補正予算の説明をいたします。7ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正です。一行目の款5農林水産業費、項1農業費の担い手確保経営強化支援事業は国の補正予算による事業で、町内の2件の経営体が来訪を受け、事業を実施するものです。その下のアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業となります。現在は、豚コレラの名称を豚熱と名称が改正をされているところですが、今回は豚コレラで説明をさせていただきます。これは国内で発生している豚コレラとは違いまして、アジアの諸外国で発生しているもので、対応するワクチンがないため、侵入防止柵を設置し予防するものですが、資材等の確保に時間を要しており、次年度へ繰り越しし早期の管理を行うこととしているところです。次は歳入となります。16ページになります。下のほうで目4農林水産事業費県補助金、節2農業費補助金の中山間地域等直接支払制度推進費補助金、中山間地域等直接支払い交付金、一つ飛びまして経営所得安定対策推進事業費補助金、多面的機能支払い制度推進費補助金につきましては、交付決定及び実績に伴う補助金の減額を行うものです。農地中間管理機構集積協力金交付事業交付金は、当初経営転換協力金142万5,000円の交付金を見込み計上したところでしたが、交付対象となる農地として結果的に一筆の30アール分が該当し、10アール当たり1万5,000円の交付額で4万5,000円の交付が確定いたしましたので減額をするものです。多面的支払い交付金、環境保全型農業直接支払い推進補助金、次ページに移りまして、環境保全型直接支払い交付金につきましては、交付決定及び実績に伴う補助金の減額を行うものです。産地パワーアップ事業補助金の減額は、あさぎり薬草合同会社が実施

しました事業分で18万2,000円の減額と、球磨黄菊生産組合が実施した事業費の確定により175万3,000円を減額するものです。水田産地化総合推進事業費補助金は、交付決定及び実績額により減額するものです。担い手確保経営強化支援事業補助金支援事業費補助金は、国の補正予算によりあさぎり町の2件の経営体が来訪を受け、トラクターやGPSガイダンスなどの導入を計画されたもので、補助率2分の1の事業費により取り組まれるものです。節3林業費補助金の森林病虫害防除事業補助金は、交付額の確定により減額するものです。有害鳥獣駆除補助金につきましては、国、県のシカ、サル、イノシシの駆除補助金の交付決定により減額をするものです。造林事業補助金は、当初計画しておりました下刈り、特殊地存え、再造林に係る補助金が申請額を下回り減額をするものです。間伐等森林整備促進対策事業補助金は、補助額の算定方法変更により増額となったものです。林道点検診断保全事業補助金は、交付決定額が確定し減額を行うものです。次ページをお願いいたします。2枠目の目1不動産売払収入で素材生産売払収入は、当初9,070万6,000円を見込んでおりましたが、本年度の収入予定額が8,159万3,000円と見込まれるため、911万3,000円の減額をするものです。その下の枠の目5林業振興基金繰入金につきましては、2名の林業従事者から林業機械の導入補助申請がありましたので、8万6,000円を繰り入れするものです。次ページになります。上段の目1農林水産費受託事業収入の農地中間管理機構受託事業収入は、事業の確定見込み額により減額を行うものです。次に下の枠の目3雑入で、5行目の菓草加工所光熱水費は、今年度の見込み額により減額を行うものです。その下の森林保険保険金及び保険料払戻金につきましては、平成30年9月の台風24号により被害を受けました深田鍋山地区の山林に対する保険金などの収入となります。一つ飛びまして、中山間地域等直接支払い交付金返還金は、田畑の地目を誤って申請していたことで、交付単価が減額となり、交付金の返還分を受け入れするものです。20ページをお願いします。目3の農林水産業債の節2林道整備事業債は、林道日栗線法面改良工事の事業費が2004万2,000円と確定したことにより、林道整備事業債が1,550万円から1,200万円と減額となったもので350万円を減額するものです。次に22ページとなります。歳出となります。最下段の目1基金費の節25基金費で次ページになりますが、2行目の林業振興基金積立金は、債券運用益の増額によるものです。中ほどの目19地域おこし協力隊費につきましては2名分の予算を計上し募集を行っておりましたが、昨年12月に1名の採用がありました。今回の補正につきましては、1名分と8カ月分の予算額について減額をするものです。31ページをお願いいたします。中ほどの目5農業経営基盤強化促進対策事業費、節19負担金補助及び交付金の担い手確保経営強化支援事業費補助金は、国の補正予算により2件の経営体が該当し、次年度へ繰り越しを行い、農業機械の整備を行うものです。目8水田農業経営確立対策事業費、節3職員手当等につきましては、事業の見込みにより減額を行うものです。節19の地域農業再生協議会補助金につきましては、県からの補助金交付決定額により減額するものです。産地パワーアップ事業補助金は、あさぎり菓草合同会社が、種子比重選別機1台、投入コンベア1台、中古トラクター、中古掘り取り機各1台を導入し、補助率2分の1で補助金が366万3,000円となりましたが、県の目標未達成による5%分18万2,000円の減額と、球磨黄菊生産組合が、失礼しました球磨黄菊管理組合が整備した暖房機3台、自動換気装置2台、かん水装置とLED一式分で入札結果などにより、175万3,000円が減額となったものです。需要適合生産推進事業費補助金は、県からの補助金交付決定額により減額するものです。目9農業施設管理費、節11需用費は、菓草加工所の電気使用量が稼働前に見込んだ額を下回るため減額を行うものです。目10畜産事業費、節19のアフリカ豚コレラ侵入防止緊急対策事業補助金は、アジア諸国、諸外国で発生が蔓延しているアフリカ豚コレラに対し、海外からの侵入を防止するため、国県が防護柵の設置などの支援を行いますが、市町村に対しても支援の要請があり、農家負担分の2分の1を支援するもので、補助率は国50%、県33%、農家と町分をそれぞれ8.5%とするもので、資材等の確保の関係で繰り越しし整備を行うものです。目1

1 農地中間管理事業費、節3 職員手当の時間外手当の減額は、事業実績見込みによるものです。次ページの節19の農地中間管理機構集積協力金につきましては、経営転換協力金で1件の30アール分が該当し協力金が4万5,000円と確定しましたので減額をするものです。目13 中山間地域等直接支払制度事業費、節19の中山間地域等直接支払い交付金は、交付額の確定によるものです。節23 償還金利子及び割引料の交付金の返還金は田と畑の交付単価のや誤りにより、減額となり歳入で受け入れしたもから国県分の交付金を返還するものです。目14 多面的機能支払制度事業費で、節19の多面的機能支払い交付金は、交付決定により減額するものですが、資源向上長寿命化につきましては、町の当初申請額1億232万8,000円に対し、約57%の交付額となり減額となったものです。目15 環境保全型農業直接支払い制度事業費、節19の環境保全型農業直接支払い交付金は、18件の農家の方が取り組まれ、交付額が269万4,160円と確定したことにより減額するものです。最下段の目2 林業振興費、節19の林業従事者育成促進事業補助金は、林業振興基金を活用した事業になりますけれども、2名の林業従事者から刈り払い機1台、チェーンソー1台の購入申請がありましたので、2分の1の補助率により刈り払機分3万2,000円、チェーンソー分5万4,000円を交付するものです。次ページをお願いいたします。目3 公有林整備事業費、節12 役務費の組合手数料、市場手数料は、本年度の手数料の支出見込み額により減額するものです。節13 委託料の素材生産委託料は、支出額が確定しましたので減額するものです。造林委託料につきましては、委託費を7,278万円と見込み減額をするものです。目4 林道維持費、節13 委託料の橋梁点検診断委託料は、入札結果により減額をするものです。目5 森林病虫害防除費、節11 需用費の消耗品での薬剤購入と、節13 委託料の薬剤散布業務委託料並びに松くい虫特別防除業務委託料は、入札により事業費が確定し減額を行うものです。目6 鳥獣被害防止事業費は、国県の補助金が確定し、財源の更正を行うものです。目7 林道新設改良費、節13 委託料、節15 工事請負費は、林道日栗線法面改修工事に伴う設計委託料と工事に係る入札結果により減額をするものとなります。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。それでは商工観光課所管分の説明をいたします。まず歳入からです。20ページをお開きください。目7 商工観光債、節1 観光施設整備事業債、これはビハ公園キャンプ場の管理棟改修工事が工事費が確定いたしましたので、事業債の減額になります。続きまして歳出ですが、23ページをお開きください。1番上段で、前ページからの続きになりますが、目14 基金費、節25 積立金、一行目の産業活性化基金積立金、利子配分の確定により補正するものです。続きまして33ページになります。下段の目2 商工施設費節13 委託料、施設管理委託料につきましては実績見込みに伴う減額です。節15 工事請負費につきましては、駅前広場に張り芝工事を計画しておりましたが、今後の駅前再開を考慮して中止ということにいたしましたので減額いたします。続きまして34ページになります。目1 観光費、節13 委託料樹木伐採委託料、これにつきましては、麓城址の樹木伐採を計画しておりましたが、町の史跡区域指定が判明し、現状変更の制限が定められていることがわかり、協議の上中止としております。減額です。次の節15 工事請負費、これにつきましてはビハ公園管理棟改修工事の入札残です。節19 負担金補助及び交付金、元年度分が確定いたしましたので減額するものです。以上、商工観光課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは建設課所管分の補正予算について御説明申し上げます。7ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正です。番号3の款7 土木費、安全対策事業でございますが、町道須恵深田線の家屋移転補償費で家屋移転が年度内に完了しないために繰り越すものでございます。番号

4の道路改良事業でございますが、薬師堂線の家屋移転補償費で、こちらも家屋移転が年度内に完了しないため繰り越すものでございます。番号5の歩道整備事業、こちらは町道古町永才線の前田橋の橋梁設計で想定していた土質より悪い層があり、設計の見直しが必要となり、年度内に完了しないため繰り越すものです。番号7款10災害復旧費でございますが、農地等災害復旧事業で、農道の復旧工事において、侵入路の確保に伴い、周辺地権者との調整に時間を要したために年度内に完了ができないため繰り越すものでございます。14ページをお願いいたします。歳入です。下の枠の目5土木費国庫補助金、節1の土木管理費補助金、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金ですが、個人住宅の耐震診断等6つのメニューがあり、それぞれ1件分を見込んで予算計上しておりましたが、耐震診断の申請が2件だけでしたので、不用額を減額するものでございます。節3住宅費補助金、公営住宅等ストック総合改善事業補助金、今年度上西団地の改修工事を行い国からの交付金確定により減額補正をお願いするものです。15ページをお願いいたします。1枠目の目3土木費国庫委託金、節1土木管理費委託金の増額でございますが、樋門管理委託金の増額をお願いするものです。大雨時に樋門管理等での管理作業による追加の委託費となります。17ページをお願いいたします。1番上の枠の目6土木費県補助金、節1土木管理費補助金です。住宅・建築物安全ストック形成事業補助金で、国の補助金と同様、個人住宅の大衆改修工事等設計での4つのメニューにそれぞれ1件分を見込んで計上しておりました。しかし申請がございませんでしたので全額減額するものです。国の補助金では、耐震診断が2件申請があったと説明いたしました。しかし、県の補助金には耐震診断が含まれていないため、こちらは全額減額とするものです。20ページをお願いいたします。目5土木債、節1道路橋梁債でございますが、道路改良工事の事業費確定により減額するものです。32ページをお願いいたします。歳出です。上の枠の目16農地費、節13委託料ですが、入札による不用額を減額するものです。節15工事費、こちらも入札による不用額を減額するものです。節19負担金補助及び交付金の基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金ですが、百太郎溝土地改良区が行っておる事業で、事業費確定に伴い負担金を減額するものです。目18清願寺ダム管理費、節19負担金補助及び交付金、清願寺ダム防災事業負担金ですが、令和元年度の事業費は、当初では7,000万予定されておりましたが、5,000万減額の2,000万円の事業となりました。減額された5,000万円の町負担率分を減額するものです。34ページをお願いいたします。右から2枠目の目1土木総務費、節19負担金補助及び交付金、耐震診断改修設計監理費補助金です。歳入でも御説明いたしました。個人住宅の耐震診断2件のみの申請でありましたので、その実績により減額するものです。1番下の枠の目2道路維持費、節15工事請負費ですが、立野線の法面改良工事を予定しておりましたが、地すべり対策事業の補助を受けて来年度以降に工事を実施することとなりましたので減額するものです。節17公有財産購入費と節22補償補填及び賠償金についても、立野線法面改良工事として計上しておりましたので今回減額するものです。目3道路新設改良費、節15工事請負費でございますが、町道川瀬中島線の工事費確定により減額するものです。節17公有財産購入費、これは市口筑串線と吉井下道線の買収面積確定により減額するものです。なお工事費等の減額によりこちらは財源更正を行っております。目4道路改良費、節17公有財産購入費こちらは黒田古町線の買収面積確定により減額するものです。35ページをお願いいたします。1番目の枠の目1河川総務費、節13委託料については、樋管操作員委託料について出水時の緊急出動分として増額するものです。2番目の枠の目1公園費、節13委託料につきましては、測量設計と樹木伐採に係る委託料で入札残分を減額するものです。3番目の枠の目2住宅建設費、節13委託料では、管理委託料、これは上西団地の分ですが、の入札による不用額を減額するものです。節14使用料及び賃借料については、上西団地改修工事において、ふる場の使用料で実績により減額するものです。節15工事請負費については、上西団地改修工事の入札により不用額を減額するものです。以上、建設課関係の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは上下水道課所管分について御説明いたします。歳入の14ページをお願いいたします。2枠目の目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、浄化槽設置交付金でございますが、合併浄化槽設置費に対する事業費の3分の1の国の補助金を受け入れておりまして、今年度の実績に応じて減額するものでございます。次に16ページをお願いいたします。中ほどの目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、浄化槽設置事業費補助金でございますが、国庫補助金と同じく実績に応じまして県補助金を減額するものでございます。補助率は事業費の3分の1となっております。なお県補助金は、事業費の3分の1の実績額で交付されますが、国庫補助金は5カ年間の全体事業費の枠内で年度間調整がなされて算出されますので、県補助金との差額が生じるものでございます。次に歳出でございます。30ページをお願いいたします。中ほどの目3環境保全費、節19負担金補助及び交付金、浄化槽設置整備事業補助金でございますが、歳入で御説明しました合併浄化槽設置費に対する補助金でございます。当初5人槽7基、7人槽4基を予定しておりましたが、5人槽5基、7人槽1基の実績で減額となったものでございます。上下水道課所管分につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） それでは、教育課所管分について御説明申し上げます。7ページをお願いいたします。第2表繰越明許費の番号6になります。生涯学習費、公民分館整備事業でございますが、モデルとなります3棟の設計を計画しておりますが、今回は次年度以降建設を予定されております行政区にあわせまして面積の小さな分館の設計となります。参考となる事業費をなるべく早くお示しできるように、今回の補正に計上し繰り越しをお願いするものでございます。歳入になります。13ページをお願いいたします。1枠目の目7教育使用料でございます。節2教職員住宅使用料でございますが、管理しております5棟のうち1棟について入居がありませんでしたので減額するものでございます。節3生涯学習施設使用料の須恵文化ホール、深田校区公民館施設使用料につきましては、実績見込みに合わせまして減額しております。続きまして17、失礼しました。17ページをお願いいたします。1枠目の目8教育費県補助金、節1教育費補助金でございます。地域学校協働活動推進費補助金でございますが、中学校で実施しております地域未来塾事業の事業費確定による減額補正でございます。19ページをお願いいたします。2枠目の目3雑入の3行目、太陽光発電売電収入につきましては、実績見込みに合わせまして減額をしております。その4行下のスポーツ振興宝くじ助成金は、小学校部活動の社会体育移行に伴います備品充実を行ってまいりましたがその購入実績に合わせまして減額をしております。20ページをお願いいたします。目6教育債、節1学校施設整備事業債でございますが、岡原小学校の屋外トイレ新設事業、消火用水槽改修事業、空調設備改修事業、それから学校給食センターの空調機器改修事業の実績に合わせまして減額補正しております。節2の社会教育施設整備事業債につきましては、深田高山総合運動公園の改修事業の実施設計の実績に合わせまして減額をしております。歳出に移ります。36ページをお願いいたします。2枠目になります。目2事務局費につきましては、充当財源である教職員住宅使用料収入減によります財源更正でございます。目3教育振興費、節18備品購入費でございますが、学校のパソコン教室に導入いたしましたタブレット端末の購入実績によりましての減額。節25積立金の減額につきましては、旧須恵中学校校舎賃借の更新が行われなかったことによります整備基金への積立金減額でございます。28繰出金につきましては、奨学基金利子を増額補正しております。小学校費の目1学校管理費でございます。節15工事請負費につきましては、岡原小学校の野外トイレ新設工事の実績によります減額補正。節20扶助費におきましては、今年度就学援助費の支出不足が見込まれますのでその補正をお願いするものでございます。目2公民館費でございます。節8報償費の講師謝金と、節11需用費の消耗品費の減額につきましては、中学生を対象に実施しました地域未来塾の事業費実

績に伴いまして減額補正を行っております。次のページをお願いいたします。節13委託料、設計委託料につきましては、標準的な公民分館を設計しまして、事業費とも参考としていただくこととしております。また、年度内の完了が見込めませんので繰越事業とさせていただきます。工事監理委託料につきましては、今年度の公民分館建設事業の実績によります減額、また施設管理業務委託料につきましては、深田校区公民館せきれい館の夜間祝日の管理をシルバー人材へ委託しておりますが、その実績によります減額でございます。節19負担金補助及び交付金の公民分館等施設整備費補助金に関しましては、上永里区公民分館の玄関先から内部におきまして、土地の一部分が陥没しているのが発見されております。区のほうでも早急に対処したいとの御相談がございまして、今回計上しております。これにつきましては、資料をご覧くださいと思います。まず最初に図面をご覧くださいと思いますが、玄関の左側、和室がございませけれども、赤で示しております2カ所について陥没が見られる部分でございます。上の研修室等につきましては、陥没は見られなかった部分でございます。写真をご覧くださいと思います。これは公民分館を正面から見た写真でございますが、左側の部分に陥没が見られる部分でございます。それから実際に先ほど玄関の左側のほうの赤の四角部分がこの写真になります。実際115センチでの低さで計測されるものですが、280ミリ、28センチの差がございまして、13センチの沈下が見られる部分でございます。それから、奥のほうの先ほど左側の奥のほうの丸ポツになります。ここに付きましても、数字が280と出ておりますけれども13センチほどの陥没が見られるということでございます。それでは次に移らせていただきます。目4文化ホール運営費につきましては、充当財源であります文化ホール使用料収入減によります財源更正でございます。目1保健体育総務費でございます。節1報酬につきましては、スポーツ推進委員を当初30名で予算計上しておりましたけれども、実質26名での活動となりましたので、その報酬額の減額。節9旅費の費用弁償におきましても実績、あるいは研修参加実績に応じまして減額しております。節19負担金補助及び交付金でございますが、スポーツ競技各種大会出場奨励金の支給実績見込み額によりまして減額しております。目2体育施設費、節7賃金に関しましては、B&G管理員賃金と、通勤手当の支給実績によります減額でございます。節13委託料につきましては、高山総合運動公園実施設計委託料と上総合グラウンド周辺の樹木伐採委託料の事業費確定による減額でございます。目1給食センター運営費、節11需用費につきましては、電気料の不足が見込まれますので、増額補正をお願いするものでございます。節15工事請負費の減額補正につきましては、空調機器改修工事の実績によります減額でございます。以上、教育課所管の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明漏れはございませんか。提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） 11番皆越です。37ページでですね、先ほど教育課長が御説明いただきました永里公民分館について214万8,000円の補正というようなことでございますけれども、この原因というのは何かお調べになられましたでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、区のほうでもいろいろ業者さんに頼んで見ていただいたみたいですが、原因についてはちょっとわかっておりません。この公民分館を建設されたときに、造成された部分があると。ただしそれが原因というのもちょっとわかっておりません。ただ下のほうに水が通ってる部分があるのではないかという御意見もございました。土地の地盤の調査をしてみたらどうかという御提案は、区のほうにはさせていただいたところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） これ築何年でしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） 14年度に建設されたものでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） 地区の人の意見を聞いてみますと、これ地盤が緩んでるんじゃないかなというようなことも聞きました。そしてですね、また今修理しても、また数年後にはこういう事態が起きるんじゃないかなあというようなことで、地区でもいろいろ検討しておるといふようなことでもございました。今やってもどうかなあというふう地区の懸念でもございますので、またですねこういう事態が発生したときに、町としてもですね、こういうやはり助成金をやるべきかどうかということもですね検討はなされておりますでしょうか。お伺いいたします。地区の交付金もありますので、以前ですね交付された交付金がありますので、それも一緒に使ったらというふうなことで私もお話ししましたが、これは町の助成金をいただいているというふうなことでございましたので、町としてもですね、また事態が発生したときにまたこういう予算を組んで、補正を組んでですね交付されるものかどうかその辺のところもお伺いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、今回の件につきましては原因がまだわかっておりません。ですので一応災害という意味合いを教育課では判断をしております。ですので、今回の補正につきましては全額町のほうで見るようにさせていただいております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 12番小見田です。1点ほどお伺いいたします。ページは32ページでございます。2段目ですね多面的機能支払い制度の事業費で大幅な減額されて57%だということでしたけど、国県からこういう減額をされたということについての減額理由についてはどういうことを確認されているか。今後のこの交付金に対する見通しについては今いかがお考えでしょうか。いわゆる現場としましては、そういうのがある程度100%近く予定で計画している関係上、進捗に影響を及ぼす関係ですね、そういうところの確認はやられてほしいと思いますけど。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、多面的事業につきましては、事業の長寿命化につきましては、当初100%のこちら申請ではございましたが、60数%の交付額ということで当初話があってございました。その後またその額からまた数%の減額ということで、結果約57%ということになりましたが、国のほうの予算のほうではですね、農地維持関係のほうについては、100%の交付をするということになっておりました。工事関係につきましては、非常に財政的にも全国を見て配分していくということで厳しいような状況になりまして、今回のような割割り当てとなりました。次年度も100%の申請はしていくということでもしておりますけれども、多面的事業での工事につきましては、200万円を上限として工事ができるような話も通達も来ておまして、それ以外につきましては農業農村整備事業とかそういった国の国県事業の部分もありますので、そういったところで、国のほうも予算を確保していくということも考えておられますので、そういったところで事業を行ってほしいということも考えがあるのではないかとことも思っているところです。で、200万円を超えるような工事につきましては県との協議をして、それで認められた分について実施しておりますけれども、そういうものがだんだん制約が出てきて、長寿命化事業につきましては、減額の方になるのではないかとこともこちらも予想しておりますので、事業についての見直しも考えながら今後進めていきたいというふうにも思っておりますが、来年度につきましては、こちらの申請の100%を、また申請要望したいというふうにも思っております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 国の財政状況とおっしゃいまして、昨今の風水害とか、いろんな被害をこうむってる関係があるのかなというふうに推察するわけで、国の財源の基になるのはやっぱりそういう多額の支出をした場合にはこういうところにしわ寄せが来るのかなと思うんですけど、それについていかがでしょうか。またこれが国の長寿命化事業あたりに結構減額で来る場合に、農業農村整備事業でというふうな事を伺いましたけど、その場合に、それのところについての工区200万円の限度ですかね。それが外されるのか。それについての考えはいかがか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） 国県のほうから詳しい内容は聞いておりませんが、今後その200万円の上限というのがですね、また厳しくなってくるということも考えておまして、それ以内での地域の事業として、そしてまた被害等にあわれますと、農地等の被害がですねあれば、維持活動費のほうでも支出はしていいというような通達も来ておりますので、そういったところは柔軟に対応していきたいと思いますが、今後の上限200万円というところがだんだん減額はされていくような考えでいるところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） 6番久保です。28ページの社会福祉費の中のプレミアム商品券、この件についてお聞きいたします。このプレミアム商品券、住民税の非課税の皆さんと、また子育て、小さい乳幼児がいる子育て世代、の部分で、購入ができるという事業だったんですけども、39%の達成率ということで非常に低いと感じるんですが、これはなぜこのぐらいの数字になってしまったのか。困ってる方々、当然増税されたときに困ってる方々を助けるためということであったのに、利用率が低いというのがちょっと気にかかるところなんですけれど。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。プレミアム付商品券の申請の率が低いという関連のお尋ねでございますが、昨年11月末におきまして地元新聞に、県下全市町村のプレミアム付商品券の申請の状況の掲載がなされております。記事内容につきましては、プレミアム付商品券の対象となる方々が、9月末日現在で、3歳半及び低所得者いわゆる非課税世帯ですね。ということで対象になっておりましたが、特に低所得者の方々の申請率が低いということで掲載がなされた次第でございます。当時本町につきましては、35.8%という状況でございます。最終的な申請につきましては、補正予算の中で説明いたしましたとおり、39%という2月3日現在の数字で議会のほうには報告を行ったところでございます。理由といたしましてはやはりですね低所得者の方、これに対する申請のなんていうんですか。しづらさというか、従来の臨時福祉交付金と違いまして、行政のほう、福祉の当課のほうからは、対象となる方々への引換券の通知をいたしません。それを受けて対象となった方が引換券の申請をいたしまして、引換券を受領されます。そしてその引換券を持って、あさぎり町の場合は、町内の各郵便局に商品券の購入を行うという、いわゆる2回往復の手間が必要ということもありまして、全国的にも低い申請の実態となったというふうに担当課としましては理解をしているところでございます。国県、国といたしましても、この引換券を申請されていない方、また引換券を受領された方で実際に商品券を購入されていない方への特別な勧誘といいたしましうか、勧奨はしないという国の方針でございました。しかしながらせつかくのですね国100%の商品券事業でございますので、できる限り利用していただきたいということで、担当課といたしましては広報紙並びにホームページ等におきまして、周知を図ったところでございます。最終的には2月末をもって、商品券の実際に使われた町内の約80店舗を超える店舗になりますが、からの実際の換金が行われますので、年度末の最終的な補正によりまして確定をするわけではございますが、いずれにいたしましても、あさぎり町につきましては他市町村より

も何とか高い数字で事業ができたのかなというふうに思っております。議員御指摘のように全国的に低い中ではありますが、そう言ったようなただいま説明申し上げましたような2度手間といいましょうか、そういったような煩雑さ、それから特に所得者の方に対する引換券購入のちょっとした遠慮といいましょうか、そういった部分が今回の事業に色濃く出たのかなというふうに担当課としましては分析をしているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） ちょっとその分をお尋ねしますが、これ子育て世代分の換金するときの分と、非課税者が換金されるときと、これはそれぞれにわかるようになってたわけ。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、国のこの事業の指導によりまして、やはり商品券につきましては同じ商品券を使用いたします。それから引換券につきましても、最初の該当しますという通知については、それぞれ封書で通知を受けられた方が、そのどの理由でということにつきましては、封書開けないとわからないような形になっております。ただし、同じ世帯の中で、子育て世代に該当される方、それから非課税に該当される方がおった場合に、やはり審査の段階でちょっと申しわけございませんがこういう理由でお宅については該当しませんのでというそのやりとりの中で懇切丁寧な説明をするようにいたしております。ということで使用する商品券、それから商品券を購入する段階における引換券については、わからないというようなことで配慮したつもりでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） ある程度今の説明で理解はしましたけれども、なんかやはり随分非課税の皆さんが遠慮された部分があるのかなと感じてしまいますけれども、今後はやはり町にもう執行部に言っても仕方ないことですが、もともとやはりそういうふうに生活に困ってる方々がより使いやすい方法をですね、国のほうにもぜひ何かの機会にでも伝えていただければと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、本年度に限られたこの事業ではございますが、新年度に入りまして福祉担当の主管課長等の県下の会議等もあるやに聞いておりますので、その席でやはり、事業を行った市町村の反省点といいましょうか、課題点といいましょうか、その点につきましては課題等で報告をしたいというふうに考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にまだありますか。ここで暫時休憩をいたします。午後は1時30分からです。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） はい。ページの34ですけども、この中で先ほど商工観光課長でしたかね。観光費の樹木伐採委託料ですけども、これは中止したということですが、今後の計画はどのように進めていこうとしておられるのかということまず第1点と、続いて地域おこし協力隊の1名の削減、削減といえますかね、募集しても来なかったというのが現状だろうと思いますけれども、総務省のメニューには、地域おこし協力隊、あるいは地域の支援員等々があります。今回の募集については、地域おこし協力隊を募集したということによろしいんでしょうか。まずはそこで御回答いただきたい。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、麓城址の事務樹木伐採についてですけれども、今後につきましてはやはり伐採方法であったり検討する必要があるかもしれませんが、今回の計画につきましては、作業道をつくって機械を搬入するという計画でしたので、そういった伐採の仕方の手法をちょっと検討してみたいと。それとさらに教育委員会等とも協議を進めていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、地域おこし協力隊の募集については企画財政課のほうで担当しておりますので、こちらのほうでお答えさせていただきたいと思っております。今回は農業関係の地域おこし協力隊ということで2名募集したところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 樹木伐採については手法を変えて、今後もその伐採に向けては進めていくという計画でしょうか。というのは、やはりあそこ私も毎年行くんですけども、非常に周りにはですね大木があって、それで日当たりもよくなくて紅葉の色つきが非常に影響している状況でもありますけれども、今後はその伐採においては、中止とかそれでなくして方法を考えるということでしょうか再確認いたします。もう1点続けて3回しかできんで。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

○議員（14番 溝口 峰男君） この地域おこし協力隊については、私もずっと一般質問等しておりますが、以前は地域の集落支援員をお願いしたい、検討をお願いします、できないかという話をしてきました。というのは、やはり今、地域おこし協力隊と支援員というのは、目的は若干違っております。で、支援員はですね、私は必要とする地域が、今皆越には、非常に私は必要な人材だと思います。何でかといいますとね。皆越は今いきいきサロンも100歳体操とかそういうことができてない地域なんです。で、町長が今度所信表明でも福祉委員会というのを全行政区に配置し、設置していただきたい。だけどそれを設置してもそれが機能しない地域なんです。いろんな地域的な条件が、ですからそういったことを考えるとですね、私は地域おこし協力隊というのはこれはもうあさぎり町内の全戸を活性化するための協力隊、地域おこしの協力隊ですね。だけど支援員はその地域で、地域の活性化のためにという目的があります。その辺をもう1回検討して次年度臨んでいただくわけにはいかないかなということをお伺いたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、まず麓城の樹木伐採の件ですけれども、私もせんだってちょっと登ってきました。もう久しぶりに登ったところですが、その前にすいません発言中に手を挙げまして失礼しました。あそこに重機を上げて伐採する予定でしたが、文化財関係で遺跡があるから、重機は入れられないということで、今回はそれで中止になったんですが、私が見る目では、あそこは結構麓の馬場通りから見ると結構急傾斜地で、あそこにどこから作業道を入れていくか計画だったのか私まだちょっと確認してませんが、あそこにその木材搬出用の道を入れて、そこをまた登山道にするという計画だったみたいですが、非常にやっぱりこういう土砂崩れの災害が多いときに、下手にそういう道を入れますと、大雨のときに土砂崩れを起こして、それが麓地区のほうに被害を与える可能性もあるんじゃないかなということも見ました。ですので、今後はその観点からも考えていかなきゃいけないなということと、あおの楠は、やはり私はわざわざ植えられたもんだと思うんですね。この地域が楠はほとんど自生しませんので、熊本城みたいに、やはり万が一お城にこもる時の燃料用として植えられたものが大きくなったということで、あれもその城の専門家から見てももらわないと、樹木伐採することで麓城の価値が下がるのではないかなとも思いました。それと紅葉の木というのは大体南向きにはないんですよ。日当たりのいいところには、どっちかっていうと余り日が当たらないところにあるのが紅葉が自生する、落葉樹というのは大体そういうところに多いんで、日当たりのい

いところは大体照葉樹1年中葉っぱが落ちないところ、でありますのでそういうことも考えて、検討していきたいと思います。それから地域おこし協力隊については、11月から1名今支援センターのほうに来てます。私も定期的に面談をしながらですねやはりよその地区から、よその地域から1人に来て、全く知人も友人もないところに来て頑張るわけですので、こういう人たちをどういうふうにサポートしていけばいいか、そういうことをですね今きている地域おこし協力隊の隊員と向き合いながら検討して行って、今後どうやって増やしていくかということで検討していきたいと思います。それから先ほど福祉委員会がなかなか機能しない地域もあるんじゃないかという御指摘です。全くそのとおりで、活発にやられるところはもう黙っててもやっていかれるし、なかなか活動が見えないところはどんな支援をしてもなかなか自力で活動していくということにならないというのが全く現状です。そういう中でですねどうやって取り組んでいくか。今区の再編制の話もせんだってからいただいていますので、そういうことも踏まえながらですね、やっぱりこの再編成の中の活動の中で見直すこともあるんじゃないかと思います。支援員についてはすいません私もまだ知識がまだ入ってませんので、それについては担当のほうから説明をさせます。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、支援員についてでございます。皆越地区に支援員というのは溝口議員ずっと言われていることございまして、どうしようかというふうに考えておりましたが、現在県立大学のほうでですね、KUMAJECTというのを学生がやっておりまして、これが皆越地区に入っております。本年度と来年度皆越に入りまして、皆越の方々から聞き取りをしながらですね、まず、聞き取りをして皆越の活性化策を練っていくということにしておりますので、その学生のテーマの中にですね、支援員もしくは地域おこし協力隊を皆越に配置するということについてですね検討していただいて、皆越の要望も聞きながらですね、どちらがいいかという部分について、どちらがいいのか、それ以外にあるのかっていうところも含めてですね、学生たちに検討をお願いしたいとお願いしているというところでございますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） はい、その大学のメニューには入ってる、検討には入ってるということでよろしいですか。まだあの地域の方々からはそういう声が上がってきてないんで、やはりそういったふうにする地域おこし協力隊と支援員の制度をしっかりと地域の皆さん方にお知らせをした上で、どちらが合うか、これもすべて人件費は交付税措置ですから、町の負担でなくて、本来は町がもう少し力を入れないかん部分をこういった人たちに協力していただくということは、私は非常にやっぱり考えていかなきゃいかんことだろうと思うんですね。だから、集落支援員というのは集落支援員が集落への目配りとして集落の状況、把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村との間の話し合いの促進等を実施するというような大きな目的もあるわけですから、本当に町長真剣に協議いただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、私のほうは担当にそういうふうに伝えたんですけども、この間聞いたところ、そういう話はまだしてないということでしたので、早速先月ですね、先月そういったものを加えていただいて、今後活動していただくように県立大のKUMAJECTにはお願いしたところでございます。あとは皆越地区の要望というかですね、地区が考えられる地区でも考えられる支援の仕方もあると思いますので、そこは今後どういったほうがいい方法がいいのかという部分については考えていきたいというところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 4番16ページになります。高齢福祉課担当だったと思いますが、権

利擁護人材育成事業補助金というのがありまして、今回は21万1,000円の減という説明があったんですが、この事業ですね、人材育成事業の受講者っていうか、専門的な知識を有する方になると思うんですが、どれぐらいいらっしゃるのかっていうのと、成年後見制度を利用されている町内の方っていうのが何人ぐらいいらっしゃるんですか。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） はい。熊本県の権利擁護人材育成事業の今回の減ということにつきましては、まずは要綱によりますと、予算の範囲内で補助事業を実施するというので、事業そのものについては縮小してないんですけども、この予算の枠内ということで配分で、県下町村で割り振ったところでの減額ということになります。またこの事業に対する市民後見人の養成及び活動に関する事業ということでの受講者数でございますけれども、今現在ですね手元でわかっている資料ではですね、基礎的な講座を受けられた方が16名、それから発展講座を受講された方が10名になっております。そのうちあさぎり町内の方がですね3名受けられているということでございます。また後見制度を利用されている町内の方の数ということでございますが、成年後見を利用されている方が82名、補佐を利用されている方が6名の計88名でございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） その今88名ということでお伝えいただきましたが、もし近隣町村の利用者の方の数がわかればあわせてお伺いしたいのと、この成年後見は町長も受けられるということになっておりますが、うちの町で町長が受けられた事案があったのか、または近隣町村でそういう事例があったのかっていう点もお伺いします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） まず近隣町村での利用者数ということでございますが、球磨人吉圏内では全部で239名の方が後見または補佐補助を受けられております。明細につきましてはこの各町村のことでございますので、数字のほうは発表を控えさせていただきたいと思っております。また町長の後見開始の審判申し立て件数でございますが、令和元年度につきましては、今現在4件を申請し、また新たに1件申請予定ということでございます。うち3件が家庭裁判所の審理の結果を受けて後見が開始されております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。先ほどトータルで239名の方とおっしゃったので、その中においてあさぎり88人っていうのは非常に多い数だと思ってます。ただ、この数の捉え方としましては、私はその町として支援の必要な方に対して、成年後見制度が活用できるように町が働きかけをしていただいているのでというふうに把握しておりますが間違いないですか。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 議員がおっしゃっていただきましたようにあさぎり町内におきましては、成年後見制度の理解のほうが非常に進んでいる結果、他の近隣町村に比べまして、やはり後見制度を利用されている方が多いというふうに理解しているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第68号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第68号は原案のとおり可決しました。

日程第2 議案第69号

日程第2、議案第69号、令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第69号、令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第3号について提案いたします。令和元年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,705万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,015万7,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか御審議の上可決いただきますようお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それでは続けて読み上げたいと思います。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。次7ページをお願いします。歳入でございます。目2社会保障税番号制度システム整備費補助金、これは全額国の補助があるということで計上してございましたけれども、国のほうから通知がございまして、3分の2ほどの補助となるというようなことで報告がっておりますので、3分の1相当分を減額しているものでございます。それから次の目1保険給付費等交付金、節1保険給付費等交付金の普通交付金でございます。医療費に関します県の交付金でございますけれども、交付決定により減額するものでございます。次の目1利子及び配当金、節1利子及び配当金、基金利子でございますけれども、実績見込みにより計上するものでございます。次の目1一般会計繰入金、節1の保険料軽減分保険基盤安定繰入金から、節4の財政安定化支援事業繰入金につきまして、交付決定及び実績見込みにより減額をするものでございます。次のページをお願いします。節5その他一般会計繰入金、これについては実績見込みにより減額するものでございます。目1繰越金、これにつきましては前年度の繰越金でございます。目1特定健康診査等受託料、これは後期高齢者の特定健診の受託料でございます。実績見込みにより減額するものでございます。目1一般被保険者第三者納付金。これは交通事故等による納付金でございますけれども、納付見込みにより減額するものでございます。目6一般被保険者等返納金、資格喪失後の受診にかかります返納金を受け入れましたので予算計上するものでございます。目100療養給付費精算金、節1一般被保険者療養給付費精算金、一般被保険者に係る前年度の精算金でございます。次の節2退職被保険者等療養給付費精算金につきましては、退職被保険者に係ります前年度の精算金でございます。10ページをお願いします。歳出でございます。目1一般管理費、節11需用費、印刷製本費でございますけれども、これは保険証封筒等の印刷費につきまして、見積りみの結果減額するものでございます。それから13の委託料、第三者行為求償事務委託料、これにつきましても実績見込みにより減額を行うものでございます。目1賦課徴収費、節11需用費、印刷製本費でございます。これは納付書等の印刷費でございますけれども、これにつきましても見積りみの結果減額となったものでございます。それから目1運営協議会費、節1報酬、国保運営委員報酬でございます。実績により減額するものでございます。目1一般被保険者療養給付費から目3の一般被保険者療養費につきまして、実績見込みにより計上するものでございます。次のページをお願いします。目1一般被保険者高額療養費、目2の退職被保険者高額療養費についても実績見込みにより減額するものでございます。それから目1出産育児一時金、

これにつきましては当初22人分を見込んでおりましたけれども、実績としまして18人という見込みになりましたので減額するものでございます。目1特定健康診査等事業費、後期高齢者の健診委託料でございます。これにつきましても実績により減額するものでございます。526人分ということになります。目1財政調整基金積立金、これにつきましては基金利子を積み立てるものでございます。次のページ、補正額の合計額は3,705万5,000円の減額ということになります。次のページです。給与費明細ですけれども、これは国保運営委員の報酬でございます。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第69号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひします。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第70号

日程第3、議案第70号、令和元年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第70号、令和元年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和元年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,708万4,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願ひいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） 続けて読み上げたいと思います。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。7ページをお願いします。歳入でございます。目1後期高齢者医療保険料、節1現年度分特別徴収保険料、これにつきましては実績見込みにより減額するものでございます。節2の現年度分普通徴収保険料、それから節3滞納繰越分普通徴収保険料につきましては、実績見込みにより増額するものでございます。目1一般会計繰入金、節2保険基盤安定繰入金、保険料の軽減等に伴う繰入金でございますけれども、交付決定に伴うものでございます。目1繰越金、前年度の繰越金でございます。次のページをお願いします。歳出でございます。目1後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金補助及び交付金、被保険者保険料負担金及び基盤安定負担金でございますけれども、いずれも実績見込みによるものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第70号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第71号

日程第4、議案第71号、令和元年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第4号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第71号、令和元年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第4号について提案いたします。令和元年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第4号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,515万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,690万7,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 介護保険特別会計補正予算第4号の説明をいたします。引き続き読み上げます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。歳入を説明いたします。7ページです。1番目の枠になります。目1介護給付費負担金、節1現年度分を減額いたします。国の介護給付費負担分で、令和元年度介護給付費減少見込みによるものでございます。2番目の枠になります。最初の行です。目1調整交付金、節1現年度分調整交付金を減額いたします。これは国の調整基準額標準給付費と調整率が引き下げられたため減額となったものでございます。次の行になります。目2地域支援事業交付金、節2包括的支援事業任意事業交付金、現年度分を増額いたします。対象となる包括任意事業の増加見込みによるものでございます。次の目3介護保険事業補助金、節1介護保険事業補助金、介護保険制度補助金介護保険制度改正に伴うシステム改修補助金と、その次の目4保険者機能強化推進交付金、節1保険者機能強化推進交付金を減額いたします。これらは当初予算に費目存置として計上していた分でございます。3枠目になります。目1介護給付費交付金、節1現年度分を減額いたします。対象となる介護給付費の減少見込みによるものでございます。第2号被保険者負担分となります。4枠目です。目1介護給付費負担金、節1現年度分を減額いたします。県の介護給付費負担で、介護給付費減少見込みによるものでございます。8ページをお願いいたします。1枠目です。目1地域支援事業交付金、節2包括的支援事業任意事業交付金、現年度分を増額は、県の包括的支援事業負担分で内示による増額です。2枠目です。目3地域支援事業繰入金、節2包括的支援事業任意事業繰入金、現年度分を増額は、県の負担増額に合わせ県の負担分を増額するものです。3枠です。目1繰越金、節1繰越金を増額いたします。次に歳出を説明いたします。9ページです。1番目の枠になります。目1一般管理費、節12役務費通信費を減額いたします。介護予防日常生活圏域ニーズアンケート調査時の返送用郵送料になりますが、郵送されずに役場へ直接持参いただいた方が多かったため不用となったものでございます。次の行です。節14使用料及び賃借料の減額は、本年度導入しました地域包括支援センター管理システムリース料の入札残によるものでございます。2番目の枠になります。目1介護認定審査会等費、節12役務費、主治医意見書作成手数料を減額します。当初見込みより申請件数が少なかったものによります。見込み数では1,150件を見込んでございます。次の節13委託料、要介護認定訪問調査外部委託料も減額します。これも申請件数の見込みが少なくなるものと予定しているためでございます。3番目の枠になります。目1介護サービス等給付費、節19負担金補助及び交付金、居宅介護サービス等給付費負担金を減額します。実績見込みによるものでございます。最後の枠です。目1高額医療合算介護サービス等費、節19負担金補助及

び交付金、高額医療合算介護サービス給付費負担金を増額いたします。平成30年8月から令和元年7月までの高額医療合算介護サービスの支給額が確定したことによります。次に10ページをお願いいたします。1番目の枠になります。目1一般会計繰出金、節28繰出金、一般会計繰出金を増額いたします。一般会計からの介護給付費負担金及び事務費負担金の精算金を繰り出すものでございます。2枠目の枠になります。目1介護予防生活支援サービス事業費、節13委託料、その他の生活支援サービス委託料を増額いたします。配食見守りサービスの90食分増を見込んでおります。3番目の枠になります。目1地域包括支援センター管理費、節13委託料、業務システム電算保守委託料の減額は、入札残によるものです。その下の枠になります。目3任意事業費、節8報償費、介護相談員謝金を減額いたします。介護施設相談員の研修を計上しておりましたが、県内での研修がなくなったための不用額でございます。節12役務費、登記手数料を増額いたします。成年後見等申し立て新生児の登記費を3件分となります。節13委託料、食の自立支援事業委託料を増額いたします。配食サービス190食相当分の増を見込んでおります。節20扶助費、家族介護用品支給費を減額いたします。実績見込み数の減少によります、以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第71号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第71号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第72号

日程第5、議案第72号、令和元年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第72号、令和元年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第3号について提案いたします。第1条、令和元年度あさぎり町水道事業特別会計の補正予算第3号は次に定めるところによる。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） それでは、令和元年度水道事業特別会計補正予算第3号の説明をさせていただきます。2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和元年度あさぎり町水道事業特別会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款水道事業収益、補正前の額3億9,987万8,000円。補正額18万4,000円の減。計3億9,969万4,000円。支出、第1款水道事業費用補正前の額3億5,494万3,000円、補正額210万円の減、計3億5,284万3,000円。3ページをお願いいたします。第3条、予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,192万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金8,477万9,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額714万5,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款資本的収入、補正前の額2億14

7万8,000円。補正額1,479万7,000円の減。計1億8,668万1,000円。支出、第1款資本的支出、補正前の額2億9,237万4,000円、補正額1,376万9,000円の減。計2億7,860万5,000円。第4条、予算第5条で定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的、上水道整備事業、補正前の額9,310万円、補正額1,360万円の減、計7,950万円。4ページをお願いいたします。第5条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。科目職員給与費、補正前の額3,990万8,000円。補正額1,000円。計3,990万9,000円。詳細につきましては15ページをお願いいたします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の収入でございます。目の3行目の3目その他の営業収益、節1他会計負担金、消火栓修繕負担金は、深田地区消火栓1カ所の漏水修繕費用を一般会計から受け入れるものです。目の5行目の2目、他会計補助金、節1他会計補助金、上段の負担区分に基づく一般会計繰り入れ2,000円につきましては、起債償還金利子について、本年度償還の起債64件中1件分の計上漏れがございまして、その分の基準内繰り入れ額を追加計上させていただくものでございます。その下の基礎年金拠出金分、54万4,000円の減につきましては、職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費について、平成31年度においては、前年度平成30年度において繰越欠損金がなく、繰り出し基準に該当しないこととなったために今回減額するものでございます。次に7目資本費繰入収益、節1資本費繰入収益、負担区分に基づく一般会計繰入につきましては、他会計補助金で説明しました起債償還の1件の計上漏れ分の償還元金に係る基準内繰り入れ額を追加計上させていただくものでございます。16ページをお願いいたします。支出でございます。2目配水及び給水費、節4委託料、水道施設整備実施計画債権業務委託につきましては、本年度発注しております須恵地区を中心とした実施計画業務委託について入札残を減額するものでございます。17ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入、目の3行目、1目企業債、節1企業債につきましては、配水管布設替工事6本、設計業務委託1本の入札残及び工事1本につきましては、一部分施工を次年度以降に回しておりますので、その減額を合わせまして起債借入額を減額するものでございます。目の5行目、1目出資金、節1一般会計出資金につきましては、1件は収益的収入の他会計補助金で説明しました本年度償還の起債64件中1件分の計上漏れがございまして、その分の償還元金の基準外繰入額を追加計上させていただくものが31万4,000円でございます。もう1件は一般会計からの繰り入れを起債元金償還と利子償還に充てまして、残額を建設改良費に充てておりますが、償還額の確定によりまして、建設改良費に充てております繰入額が63万2,000円の減となるものでございます。以上の2件を合わせまして31万8,000円の減額となるものでございます。最下段、1目工事請負費節1工事負担金、消火栓工事負担金は、負担金につきましては、配水管布設替工事に伴います消火栓7基の設置費用が確定したために実績額に合わせまして負担金額を減額するものでございます。18ページをお願いいたします。資本的支出、1目配水設備整備費、節6工事請負費更新工事費につきましては、6件の工事の入札残と、原馬立原線、配水管布設替工事。サンロードの北側の路線でございますが、この終点付近につきまして、掘削中に構造物が出まして、施工が困難になりましたので一部来年度以降の工事で施工することにしてその分を減額したものでございます。節7委託料、測量設計業務委託につきましては、配水管布設替工事と給水工事の測量設計業務委託、各1件の入札残でございます。9ページをお願いいたします。令和元年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額5,095万円。最下段の資金期末残高4億7,150万3,000円となる見込みでございます。次の10ページから12ページに職員の給与費の明細関係について載せております。13ページをお願いいたします。13ページと14ページは、令和元年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。13ページ下段の資産合計と、14ページ最下段の負債資本合計は、ともに46億2,370万4,662円の見込みでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 12番小見田です。1点だけお尋ねいたします。3ページのですね資本的収支の収入と支出のところでございます、不足する財源9,192万4,000円については、過年度分損益勘定留保金とそれから地方消費税資本的収支調整額で補填するとありますけど、この過年度分の損益勘定留保金というのを残高といいますか、過年度分合わせたが十分でないがゆえに消費税資本的収支調整額からあわせて補填してあるのかそれをちょっとお尋ねします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。過年度分の損益勘定留保資金ということでございますが、現時点で3億2,000万ほどございます。例年このように留保資金という消費税を充てるということで予算を立ててきておりますので、例年にならしまして計上しているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第72号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第73号

日程第6、議案第73号、令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第5号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第73号、令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第5号について提案いたします。令和元年度あさぎり町の下水道事業特別会計補正予算第5号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ498万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,563万1,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは、令和元年度下水道事業特別会計補正予算第5号について説明させていただきます。2ページの第1条第2項から読み上げさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第2条地方債の変更は第2表地方債補正による。4ページをお願いいたします。第2表地方債補正、今回の補正では、球磨川上流流域下水道事業におきまして、国の補正予算の内示を受けまして、球磨川の洪水を想定した浸水対策事業が計画されたところでございます。その財源としまして、建設債480万円の増額と、町の舗装工事、管渠工事の入札残等による減額120万円を差し引きまして360万円を増額し、実際限度額を4,760万円とするものでございます。整備の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。補正の詳細につきましては、6ページの事項別明細書から説明いたします。歳入でございます。最上段の目1下水道事業分担金、節1現年度分ですが、今回は企業会計移行に伴いまして、3月打ち切り決算となり、現在の徴収実績で減額するものでございます。次に2枠目の目1下水道使用料、節2過年度分でご

ございますが、徴収実績により減額するものでございます。次に3枠目、目1下水道事業国庫補助金、節1下水道事業国庫補助金ですが、公共汚水ます設置から3年以内に下水道に接続いただいた御家庭などに交付される国の補助金でございまして、主なものとしまして、当初18件分子算計上していたものが11件となっておりますので減額するものでございます。次に、4枠目の目1繰越金、節1繰越金でございまして、今回の補正予算の財源としまして、繰越金を充てるものでございます。次に、最下段の目1利子及び配当金、節1利子及び配当金、減債基金利子でございまして、基金の一括運用の中の下水道減債基金利息分を計上するものでございます。次に7ページをお願いいたします。目1下水道事業債節1下水道事業債ですが、地方債補正で説明しました流域下水道事業におきまして、施設の浸水対策措置としまして、今回補正予算がつきました分の下水道事業債480万円の増額と、町の舗装工事、管渠工事の入札残等の起債の減額分120万円を差し引きまして360万円を計上するものでございます。次に歳出でございまして、8ページをお願いいたします。一行目の目1下水道総務費ですが、歳入で説明しました下水道事業国庫補助金の減額分の財源調整を行うものでございます。次に3行目の目4下水道事業費、下水道建設費節19負担金補助及び交付金、流域下水道建設負担金でございまして、今回、国の補正予算の内示がございました球磨川上流流域下水道事業におきまして、球磨川の洪水を想定した終末処理場及び多良木免田にありますポンプ場の浸水対策工事としまして、防水扉の設置が計画されたところでございます。これらの施設におきましては国土交通省が新たに公表しました浸水想定区域で、浸水のおそれがあるとされる区域に含まれたところでございます。今回は防水性、機密性等を備えた浸水防止ドア等を設置するものでございます。県からは、その詳細の資料はまだ公表されておりませんが、その費用としまして、総事業費で4,780万円、国庫補助が2分の1の2,390万円。残りを県と流域5町村で2分の1ずつ負担しまして、1,195万円のうちあさぎり町の負担分が487万7,000円となるものです。一方で12月補正予算で計上いたしました滅菌機器や各種機器類の改築更新工事等の事業費のあさぎり町負担分が、21万9,000円ほど減額となっておりますので、差し引きまして465万8,000円を追加計上するものでございます。最下段からの目5基金費、節25積立金、減債基金積立金につきましては、基金の一括運用の中の下水道減債基金の利息分を計上し積み立てるものでございます。9ページをお願いいたします。9ページから11ページは給与費明細でございまして、説明は以上でございまして、よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第73号を採決します。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第74号～日程第14 議案第81号

日程第7、議案第74号、令和2年度あさぎり町一般会計予算についてから日程第14、議案第81号、令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。お諮りします。議案第74号から議案第81号について、本日4日は提案理由のみの説明を行い、5日に税務課分を除く総務文教常任委員会所管課分、6日は建設経済常任委員会所管課分、9日に税務課分を含む厚生常任委員会所管課分についての説明、質疑を行い、採決は11日に行いたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。

したがって本日4日は提案理由のみの説明を行い、5日に税務課分を除く総務文教常任委員会所管課分、6日は建設経済常任委員会所管課分、9日に税務課分を含む厚生常任委員会所管課分についての説明、質疑を行い、採決は11日に行うことに決定しました。なお、お手元に配付した文書のとおり、各課の課長補佐も説明員として出席しますので報告しておきます。それでは提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第74号、令和2年度あさぎり町一般会計予算は次に定めるところにより歳入歳出次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ108億8,113万8,000円と定める。議案第75号、令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算。令和2年度あさぎり町の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ22億2,012万7,000円と定める。議案第76号、令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算。令和2年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億1,475万3,000円と定める。議案第77号、令和2年度あさぎり町介護保険特別会計予算。令和2年度あさぎり町の介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億7,785万3,000円と定める。議案第78号、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計予算。第1条、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。議案第79号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算。第1条、令和2年度あさぎり町下水道特別会計の予算は次に定めるところによる。議案第80号、令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算。令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ645万3,000円と定める。議案第81号、令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算。令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,980万5,000円と定める。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願ひます。礼。

午後2時38分 散会